平成２３年（フ）第３０号
徳島県小松島市間新田町字ヤケ木２番地の45
債務者　打樋佐由美
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
徳島地方裁判所阿南支部

平成２３年（フ）第５２号
愛媛県南宇和郡愛南町柏2026番地
債務者　清家　千暖
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２３年（フ）第６０号
佐賀県唐津市山田3425番地１
債務者　石橋　　譲
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第３１５号
大分市西新地１丁目１番38号リベラル大洲805
債務者　吉野　勝行
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第３１９号
宮崎市清武町船引311番地１　メゾン・ド・ＮＡＳ401号
債務者　武田　由佳（旧姓稲垣）
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３２９号
宮崎市大字恒久1220番地　リバータウン恒久304号
債務者　岩城　未幸
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月14日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５３１号
熊本市大窪５丁目５番６―505
債務者　矢野　香里
1　決定年月日時　平成23年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第３４３号
沖縄県浦添市西原１丁目47番３―302号丸八アパート
債務者　東黒島かおり（旧姓川満）
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月18日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２３年（フ）第１９４号
群馬県太田市岩瀬川町584番地１　西部碓氷ハイツ202号
債務者　関矢　哲也
1　決定年月日時　平成23年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２３年（フ）第１１３６号
さいたま市見沼区大和田町１丁目1385番地１ハイツ大和田201、旧住所さいたま市見沼区大和田町２丁目1189番地３　メゾンドパストラル306号
債務者　岸谷　　浩
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２５０号
埼玉県戸田市笹目５丁目11番地の17　デュオプラザ33―506号室
債務者　小島　栄治
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６５号
さいたま市岩槻区東岩槻６丁目８番地９
債務者　飯牟礼義宏
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１２６９号
埼玉県戸田市笹目北町８番地の12　ツインハイツＢ―204号室
債務者　羽生　明美
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６８号
埼玉県志木市館２丁目２番４―403号
債務者　多胡　宮子
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９３号
埼玉県久喜市上内478番地　わし宮団地２街区29棟201号
債務者　高橋　　勇
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第１４０９号
さいたま市南区四谷３―９―16　シティハイツ四谷Ａ201、住民票上の住所岩手県久慈市宇部町第10地割106番地３
債務者　大沢　勝幸
1　決定年月日時　平成23年９月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係